

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	信託受益権の質的分割を伴う信託の利用を増大・発展させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	信託受益権の質的分割(元本収益構造等)を伴う信託において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	課税関係が明確化されることにより、信託利用者に安心感を与えるとともに、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用の増大・発展に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は現行制度に則して課税関係を明確化するものであり、課税額を予測できることにより信託利用者に安心感を与えることにつながるため、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度、平成 28 年度、平成 29 年度および平成 30 年度に同様の要望を行っている。
ページ	4 - 3